

◎群馬県告示第100号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

平成27年4月3日

群馬県知事 大澤 正 明

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
68	伊勢崎市赤堀今井町二丁目1173番2、1178番2、乙1178番2、1178番7、1178番8、1188番1、1188番4、1188番5、1188番6及び1188番7	令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域